

局 長 これより議案について審議をよろしくお願い致します。
議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定により、疋田会長にお願い致します。

議 長 それでは、ただいまから議事に入っていきたいと思います。議事に先立ちまして定足数の報告を局長が行います。

局 長 それでは、定足数の報告を致します。委員総数23名中、本日は中野 委員、柳井 委員、川野 委員が欠席となっており、出席委員は20名となります。よって、臼杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告致します。

議 長 次に議事録署名委員の選任でございますが、私からの指名でよろしいでしょうか。

－「異議なし」の声あり－

議 長 それでは、議席番号 8番 長田徳行 委員、議席番号 18番 堀京子 委員に議事録署名委員をお願い致します。

議 長 それでは、ただいまから議案審議に入りたいと思います。議案第48号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願い致します。

次 長 1ページをお開きください。

議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転し、または使用貸借による権利、賃借権もしくはその他の使用および収益を目的とする権利を設定することについて、許可申請書の提出が下記のとおり、あったので提案する。

平成29年11月2日 臼杵市農業委員会 会長 疋田忠公

番号1、畑 661㎡ を地拡張のため、売買により所有権を移転するものです。

番号2、畑 337㎡ を耕地拡張のため、売買により所有権を移転するものです。

番号3、畑 469 m² 外4筆 合計 1,277 m²を耕地拡張のため、贈与により所有権を移転するものです。
番号4、畑 403 m² 外2筆 合計 1,704 m²耕地拡張のため、売買により所有権を移転するものです。
番号5、畑 218 m² 外1筆 合計 727 m²を耕地拡張のため、売買により所有権を移転するものです。
番号6、田 287 m² 外1筆 合計 1,027 m²を耕地拡張のため、売買により所有権を移転するものです。

以上6件の申請については、農地法第3条第2項の[全部効率利用要件]、[農作業常時従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]の各号に該当するため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。

お手元に配布しております、農地法第3条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。

10月24日に実施しました現地調査において、調査委員2名が判断された農地法第3条第2項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明および報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。申請地は、次のページに掲載していますのでご覧ください。

以上、3条申請6件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

足立

委員 私、足立より、10月24日に実施しました議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと合わせ報告します。

番号1の申請についてです。

売買により所有権を取得するものです。

申請地は1筆で、定期的に草刈がなされた畑です。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号2の申請についてです。

売買により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の畑で、現在、ショウガが植えられており、適切に耕作・管理されています。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号3の申請についてです。

贈与により所有権を取得するものです。

申請地は5筆の畑で、耕起され、適切に管理されています。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号4の申請についてです。

売買により所有権を取得するものです。

申請地は3筆の畑です。今まで竹やぶで荒地になっていましたが、今回、申請者がオリーブを植えるため、草刈を実施しました。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号5の申請についてです。

売買により所有権を取得するものです。

申請地は2筆の畑で、適切に耕作・管理されています。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号6の申請についてです。

売買により所有権を取得するものです。

申請地は2筆の畑です。1筆は梅が植えられており、もう1筆は、ミカンを植えるため適切に管理されています。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3条申請6件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 　ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

- 質疑なし -

議長 　それでは質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認　－「全員挙手」－

議長 　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議長 　次に、議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

次長 　6ページをお開きください。

議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

平成29年11月2日　臼杵市農業委員会　会長　疋田　忠公

番号1、畑　1,190㎡　を賃借権の設定により借り受け、太陽光発電施設用地として利用するものです。農地の区分は2種

農地となっております。

番号 2、畑 85 m² を売買により譲り受け、駐車場用地として利用しているものです。農地の区分は 2 種農地となっております。

なお、この案件は、既に駐車場用地として利用されてきた土地であるため、追認案件となり、始末書が添付されています。

番号 3、畑 509 m² を売買により譲り受け、既存の太陽光発電施設用地の進入道路として利用しているものです。農地の区分は 2 種農地となっております。

なお、この案件は、既に進入道路用地として利用されてきた土地であるため、追認案件となり、始末書が添付されています。

番号 4、畑 311 m² を使用貸借権の設定により借り受け、一般住宅用地として利用するものです。農地の区分は 2 種農地となっております。

番号 5、畑 498 m² を使用貸借権の設定により借り受け、一般住宅用地として利用するものです。農地の区分は 2 種農地となっております。

番号 6、田 254 m² を売買により譲り受け、一般住宅用地として利用するものです。農地の区分は 2 種農地となっております。

以上、6 件の申請については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第 5 条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

追認案件については、申請者の立会のもと、現地調査を実施しております。

申請地は次のページに掲載していますのでご覧ください。

以上、5 条申請 6 件について、ご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいております調査委員さんより報告をお願いいたします。

江 藤
委 員

私、江藤より、10月24日に実施しました議案第49号 農地法5条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと合わせて報告します。

番号1の申請についてです。

賃借権の設定により農地を借り受け、太陽光発電施設用地として利用するものです。

申請地は1筆の畑で、適切に管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。

以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

番号2の申請についてです。

売買により所有権を取得して、駐車場用地として利用するものです。

申請地は1筆で、譲渡人が昭和58年12月、転用許可を受けないまま、駐車場用地に転用し、隣接地と合わせて昭和63年1月より現在に至るまで、譲受人が借り受け、駐車場用地として利用しています。追認案件であり、始末書も添付されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。

以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

番号3の申請についてです。

売買により所有権を取得して、既存の太陽光発電施設用地への進入路として利用するものです。

申請地は1筆で、譲渡人が平成26年から現在に至るまで、転用許可を受けないまま、既存の太陽光発電施設への進入路用地に転用し、譲受人に使用させていたという案件で、追認案件であり、始末書も添付されています。

しかし、平成26年4月当時、施設設置工事及び施設完成後の進入道路として、農地法第5条許可申請のため、両当事者が

売買交渉していましたが、分筆や境界測量等に着手後、市の図面と測量図との相違が多数あり、手続きが本年の8月にやっと完了したという経緯を考えると、やむを得ない案件であると考えます。

審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。

以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

番号4の申請についてです。

使用貸借権の設定により、父親の農地を借り受け、一般住宅用地として利用するものです。

申請地は1筆で、適切に管理された畑です。

審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。

以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

番号5の申請についてです。

使用貸借権の設定により、父親の農地を借り受け、一般住宅用地として利用するものです。

申請地は1筆で、適切に管理された畑です。

審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。

以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

番号6の申請についてです。

売買により所有権を取得して、一般住宅用地として利用するのです。

申請地は1筆で、登記上は田ですが、適切に管理された畑です。

審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。

以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

以上、5条申請6件について調査報告となります。
委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 　ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

小 橋
委 員 　確認なのですが、1番は改良区内の土地ではないのですか。

次 長 　改良区内の土地ではありません。

小 橋
委 員 　わかりました、それなら良いです。

議 長 　他にございませんか。

議 長 　他に質疑がないようですので、これで質疑を終ります。これより議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

- 質疑なし -

議 長 　それでは質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認　－「全員挙手」－

議 長 　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案ど

おり許可相当として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第 50 号 非農地証明願いについて事務局より説明をお願いします。

次 長 11 ページをお開きください。

議案第 50 号 非農地証明願いについて 非農地証明願いの提出が下記のとおり、あったので提案する。

平成 29 年 11 月 2 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

チェックリストと合わせて、報告します。

番号 1、田 34 m²の土地については、過去に転用許可を受け、目的どおりに転用され、非農地化した土地です。

番号 1 は、②の転用目的どおりに転用し、非農地化された土地（4、5 条許可済みであるが、地目変更未登記案件）に該当します。

以上、非農地証明願い 1 件について提案及び報告を申し上げます。

議 長 只今の説明及び報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 50 号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 50 号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに

決定いたしました。

議 長 次に、議案第 51 号 農用地利用集積計画の決定について事務局より説明をお願いいたします。

次 長 14 ページとなります。

議案第 51 号 農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおり、あったので提案する。（資料別冊）

平成 29 年 11 月 2 日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

別冊の農用地利用集積計画（第 11 号）「平成 29 年 11 月 2 日公告予定」です。

1 ページをご覧ください。

この利用権設定集計表は平成 29 年 10 月末までに申し出がありました臼杵市全体の集計表であります。

主なものについてご説明します。

中段に①の利用権設定の合計の面積と筆数を掲載しています。

新規、再設定の合計で申し上げます。

田については、10,695 m²、10 筆です。

畑については、25,555 m²、8 筆です。

合計面積は、36,250 m² 18 筆です。

次に貸手、借手ですが、これについては、貸し手が 11 人に対しまして、借り手は 7 人となります。

2 ページ以降については臼杵地域と野津地域の集計表と各筆明細書となっています。

以上、簡単ではございますが、平成 29 年 11 月 2 日公告予定の農用地利用集積計画（第 11 号）について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 51 号 農用地利用集積計画の決定について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 51 号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第 52 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について事務局より説明をお願いいたします。

次 長 15 ページをお開きください。

議案第 52 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農用地利用配分計画案について意見を求められたので提案する。(資料別冊)

平成 29 年 11 月 2 日 白杵市農業委員会 会長 疋田忠公

別冊の農用地利用配分計画案で説明します。

1 ページをご覧ください。

地権者が所有する 1 筆 1,839 m²を、配分するものです。賃料は、地権者との合意に基づき、10 a 当り 32,626 円となっています。

次に 3 ページを、ご覧ください。

地権者が所有する 1 筆 1,565 m²を、配分するものです。賃料は、地権者との合意に基づき、それぞれ 10 a 当り 10,000 円となっています

次に 4 ページを、ご覧ください。

地権者が所有する 2 筆 2,302 m²を、配分するものです。賃料は、地権者との合意に基づき、それぞれ 10 a 当り 10,000 円となっています。

次に 7 ページを、ご覧ください。

地権者が所有する 1 筆 2,912 m²を、配分するものです。賃料は、地権者との合意に基づき、それぞれ 10 a 当り 9,849 円となっています。

次に 9 ページを、ご覧ください。

地権者が所有する 1 筆 3,062 m²を、配分するものです。賃料は、地権者との合意に基づき、それぞれ 10 a 当り 10,000 円となっています。

次に 11 ページを、ご覧ください。

地権者が所有する 1 筆 3,538 m²を、配分するものです。賃料は、地権者との合意に基づき、それぞれ 10 a 当り 10,000 円となっています。

次に 13 ページを、ご覧ください。

地権者が所有する 2 筆 5,178 m²を、配分するものです。賃料は、地権者との合意に基づき、それぞれ 10 a 当り 10,000 円となっています。

次に 15 ページを、ご覧ください。

地権者が所有する 2 筆 10,409 m²を、配分するものです。賃料は、地権者との合意に基づき、それぞれ 10 a 当り 13,000 円となっています。

次に 17 ページを、ご覧ください。

2 筆 710 m² および 2 筆 557 m² 合計 1,267 m²を、配分するものです。賃料は、地権者との合意に基づき、無料となっています。

以上の配分計画についてご審議をお願いします。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議 長 質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 52 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、採

決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 52 号 農用地利用配分計画案の意見聴取については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 以上で、本総会の議案はすべて終了いたしました。委員の皆さんご協力ありがとうございました。（終了 10:00）